

令和6年9月2日

教職員の不祥事根絶のための取り組みについて

茨城県立結城特別支援学校長 坪松 久美子

本校教職員は、日頃から学校教育に携わる者として、コンプライアンスを意識し、自覚と誇りをもって職務に当たっています。

子どもたちを導き育てる立場の教職員として、一人一人が自分自身の問題として認識するとともに、教育に対する信頼回復に向けて努力し、本校に勤務するすべての教職員が共通認識のもとで行動し、児童生徒一人一人を大切にしたい指導、風通しのよい職場環境づくりのために、以下の具体的方策に取り組みます。

また、具体的な事例をもとに、より良い対応の在り方を画一的に学ぶのではなく、様々な方向や立場から意見交換を行う校内研修を設定することで、教職員の同僚間の相互理解を促進し、本校の組織目標でもある、互いの良さを認め合い、支え合い、協力し合う集団づくりを推進していきます。

【1】 児童生徒の指導・支援に関すること

- ・児童生徒一人一人を大切な存在として尊重し、児童生徒の自己肯定感を高め、成長を促すことを意識した指導・支援に当たる。
- ・児童生徒の障害の特性を把握し、児童生徒の気持ちを理解することを基本とした指導・支援を行う。
- ・児童生徒の個別指導は、必ず複数の職員で対応する。

【2】 個人情報の取扱い等に関すること

- ・個人情報の適切な管理に努める。
- ・個人情報の封入や配付の際は、複数でチェックする。
- ・個人情報を含むものは校外への持ち出さず、校内サーバー等で管理する。
- ・複数人にメールを送る場合には、チェックリストに基づき、送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数で確認する。

【3】 交通法規の遵守に関すること

- ・交通法規を遵守し、交通事故を起こさないよう、時間と心にゆとりを持った運転をする。
- ・事故を起こしてしまった場合には、冷静に判断し、適切な処置をとる。誠意ある行動をとるよう心がけ、その後、速やかに管理職に報告する。
- ・飲酒する場合は車を使用しない、車を使用している人には飲酒を勧めない。

【4】 校内の安全管理に関すること

- ・教室内に不要なものは置かず、ロッカーや棚の中は常に整理整頓をする。
- ・教室、体育館、更衣室、トイレ、廊下等の校内の施設は、複数担当者による、定期的な巡回及び安全点検(月1回)を行う。
- ・修理や改善が必要な状況があった場合には、迅速に修繕を行う。

【5】 公金の取り扱いに関すること

- ・公金を集金する趣旨を説明し、必ず決算報告を行う。
- ・公金であるという認識を持ち、校内規定に基づいた適正な会計処理を行う。
- ・出納簿や領収書等が整理されて、帳簿が適正に処理されているかを、定期的に検査を行い、複数の職員による、履行確認を行う。

【6】 コンプライアンス意識の向上に関すること

- ・勤務時間外においても、教育公務員として自覚と責任のある行動をする。
- ・本県の懲戒処分の状況や措置事案に対する事例や、未然防止対策の取り組み事例を「One IBARAKI」「不祥事防止のチェックリスト」等を活用し、非違行為を「自分事として考える」研修を計画的に実施し、コンプライアンス意識の向上を図る。

<令和6年度 コンプライアンス研修計画>

回	月	内容等
第1回	4月	○服務規律の徹底 ・服務・管理規定の確認
第2回	5月	○人権に配慮した指導について ・人権感覚チェックリストの活用
第3回	6月	○不祥事の根絶について
第4回	7月	○人権教育研修会(人権教育講師派遣事業) ・人権課題について
第5回	8月	○盗撮等性暴力の根絶に向けて
第6回	9月	○個人情報の取り扱いについて
第7回	10月	○安心・安全な教育環境について
第8回	11月	○「自分事として考える」について
第9回	12月	○公金の取り扱いについて
第10回	1月	○コンプライアンス推進計画のまとめ ・コンプライアンス意識に関するアンケート結果検証